

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県水循環の保全に関する条例（仮称）の制定
意見募集の趣旨	<p>近年、地球温暖化に伴う気候変動や開発行為等の社会経済活動などの様々な要因が水循環に変化を生じさせたことにより、洪水、渇水、生態系への影響など様々な問題が顕著となっており、県民の生命・財産を守り、豊かな社会を継承し、より一層発展させていくためには、健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を包括的に推進していくことが不可欠である。このため、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進するための条例の制定を目指し、その骨子案を取りまとめましたので、広く県民の皆様の御意見を募集します。</p>
意見の提出期間	<p>令和3年12月22日（水）から 令和4年1月7日（金）まで （郵送の場合は、当日必着）</p>
意見の提出方法	<p>郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（書式自由）を提出してください。 なお、御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。</p>
意見の提出先	<p>1 郵送の場合 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号（県庁西館6階） 静岡県くらし・環境部環境局水利用課</p> <p>2 ファクシミリの場合 054-221-3278</p> <p>3 電子メールの場合 mizu_riyou@pref.shizuoka.lg.jp</p>
問い合わせ先	<p>静岡県くらし・環境部環境局水利用課 電話番号 054-221-2289</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> 御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して、個別には回答いたしませんので御了承ください。 電話での御意見は御遠慮ください。必ず上記「意見の提出方法」によっていただきますようお願いいたします。